

第98回北海道国土利用計画審議会

議事録

開催日時：平成30年8月28日(火) 13:30～14:54
開催会場：第二水産ビル 3階3G会議室

第98回北海道国土利用計画審議会

- 次第
- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 題

○北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について

- 4 その他
- 5 閉 会

○ 出席者

(委員側)

会長	中 村 太 士
委員	石 崎 香 理
〃	大 場 英 彦
〃	小野寺 理 佳
〃	川 村 志 麻
〃	小 林 康 雄
〃	迫 田 宏 治
〃	椎 野 亜紀夫
〃	多 田 正 光
〃	永 野 仁
〃	平 間 育 子
〃	前 田 康 吉

(道側)

総合政策部政策局	計画推進担当局長	谷 内 浩 史
総合政策部政策局土地水対策課	課長	阿 部 潤 一
〃	主幹	新 川 英 雄
〃	主幹	村 上 宏

(事務局)

総合政策部政策局土地水対策課	主査	高 田 英 明
〃	専門主任	西 野 敬 史

(関係課)

環境生活部環境局環境政策課	主査	中 村 賢 洋
環境生活部環境局生物多様性保全課	主査	椿 原 匠 彦
農政部農業経営局農地調整課	主査	原 智 彦
〃	専門主任	日 下 まゆみ
水産林務部林務局森林計画課	主査	中 川 みちよ
〃	主事	河 野 篤 学
建設部建設政策局維持管理防災課	主査	渡 部 学
建設部土木局河川砂防課	主査	吉 崎 貴 博
建設部まちづくり局都市計画課	主査	野 並 克 弘
	専門主任	小 野 善 彦

1 開会

□ 事務局（阿部課長）

皆様お疲れ様でございます。石崎委員が少し遅れて出席をされると連絡が入ってございますが、定刻となっておりますので、ただ今から、第98回北海道国土利用計画審議会を開催いたします。私は、本日の進行を務めさせていただきます総合政策部政策局土地水対策課長の阿部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開催に当たりまして、総合政策部政策局計画推進担当局長の谷内より御挨拶を申し上げます。

2 挨拶

□ 事務局（谷内局長）

この4月から土地・水対策を担当しております道庁の総合政策部政策局計画推進担当局長の谷内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。今日は大変御多忙のところ、この国土利用計画審議会に御出席をいただきまして本当にありがとうございます。

中村会長をはじめ委員の皆様には、日頃から土地行政についてはもちろんですが、さまざまな場面で道行政の推進に御指導、御協力をいただいておりますこと、この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

昨年度、審議会で御議論いただきました北海道土地利用基本計画の計画書の変更につきましては、この審議会で様々な意見をいただきまして、その結果、お陰をもちまして3月に第5次北海道土地利用基本計画の策定に至っております。改めて審議会の御議論に感謝を申し上げます。

本日も土地利用基本計画の計画図の変更について御審議いただきますけれども、今日3件の案件がございます。

農業地域の拡大が1件と縮小が2件ということで3件でございますので、審議会で御議論いただきながら、御意見を踏まえまして土地利用基本計画の変更を行って参りたいと考えております。

また、今日の審議会の審議に直接関係するわけではございませんけれども、私ども北海道で平成24年に当時、全国に先駆けるようなかたちで「北海道水資源の保全に関する条例」を制定しております。昨年4月に条例施行から5年が経過したということで、条例の取組状況の点検を行っておりますのでその結果につきましても、後ほど概要を御報告させていただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、土地行政の推進につきまして、引き続きお力添えをいただきますと同時に今日の審議会の審議ですね、様々な御意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

3 会議成立

□ 事務局（阿部課長）

本日の審議会には委員総数15名のうち、まもなくお見えになります石崎委員を加えまして12名の委員の出席を予定しているところでございます。従いまして、2分の1以上の出席がございまして、北海道国土利用計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして会議が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本審議会は北海道情報公開条例第26条によりまして、会議を原則、公開することとしております。

また、会議の議事録につきましても同様の取扱いとなっておりますので、後ほど会長から議事録署名委員の御指名をお願いしたいと思います。

次に議事に入る前に審議会委員の構成に変更がございましたので、御報告申し上げます。北海道商工会女性部連合会会長でございました石本委員が、本年5月に開催されました同連合会の総会におきまして、会長職を退任されましたことに伴いまして、当審議会委員を辞職されております。このため、同会副会長でございます三村真理子様、石本委員の後任として当審議会委員に就任されております。

なお、本日は所用のため欠席されておりますが、御報告をさせていただきます。

それでは、これより議事に入りますが、この後の議事進行につきましては中村会長にお願いいたします。

4 進行役交替

中村会長

はい。本日はお忙しいところ集まっていただきありがとうございます。早速ではあるのですが、時間も限られていますので、第98回北海道国土利用計画審議会を実施したいと思います。

5 議事録署名委員の指名

中村会長

今、課長の方から説明があったとおり議事録署名委員について、指名させていただきたいと思います。議事録への署名については、私、会長と会議の都度、私が指名する2名の計3名が行うこととなっておりますので、御了承願いたいと思います。今回は、川村委員と小林委員、御出席ですのでよろしくお願いいたします。

6 諮問

中村会長

それでは、議題の「北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について」ですが、お手元に諮問文の写しが配付されております。平成30年8月20日付けで知事から本審議会に諮問がありましたので、この件について審議して参りたいと思います。

それでは、北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

7 議事（北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について）

事務局（新川主幹）

土地水対策課の新川でございます。この4月より担当することになりましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、私の方から北海道土地利用基本計画（計画図）の変更につきまして御説明をさせていただきます。

本日は農業地域の拡大1件、それから縮小2件につきまして御審議いただくこととしております。本日の御審議の参考としていただくため、これまでも説明させていただいておりますが、五地域が重複した場合における土地利用基本計画上の取扱いにつきまして、若干御説明をいたします。

まず、お手元に用意させていただいております「国土利用計画審議会資料」と表紙にありますフラットファイルを御覧いただきたいと思います。このファイルには審議会に關します資料を綴っております。審議会の都度、机の上に置かせていただいております。持ち帰っていただいても結構でございますが、次回の審議会の際にはお持ちいただければと思います。

ファイルの一番最初の「名簿」のインデックスを御覧いただきたいと思います。資料の一番最初にこの審議会の委員名簿を添付させていただいております。第15期の委員につきましては、農業や林業など各分野から15名の皆様に御就任いただいております。

なお、先ほど当課の課長から説明がありましたとおり、商工業分野の石本委員が辞任され、本日は欠席されておりますが、後任に三村委員が就任されております。

次に「土地利用基本計画」のインデックスを御覧ください。こちらは、本年3月に策定をいたしました「第5次北海道土地利用基本計画書」ですが、この13ページ以降に五地域がそれぞれ重複する場合における土地利用について記述してあります。これを図表にしたものが、ファイルの一番最後にあります「重複地域における土地利用の調整指導方針」でございます。こちらを御覧いただきたいと思います。

なお、「都市地域」、「農業地域」、「森林地域」、「自然公園地域」、「自然保全地域」を五地域とっております。本審議会では、土地利用基本計画図を変更することについて御審議いただくことになっております。

例えば、左側の五地域区分の「農業地域」全体と上段の「都市地域」の「市街化区域及び用途地域」がクロスしているところを見ますと、「×」となっております。これは「農業地域」と「都市地域」の「市街化区域及び用途地域」は、制度上、重複することができないことを示しております。本日の農業地域の縮小に係る2件の案件は、これに該当するもので市街化区域に編入するた

め、農業地域を縮小する必要があるというものでございます。

それでは、議題の「北海道土地利用基本計画の計画図の変更について」御説明させていただきます。

資料1を御覧いただきたいと思えます。

お手元の資料以外でもプロジェクターによるスライドによっても表示いたしますので、併せて御覧いただきたいと思えます。

まず、表紙を1枚お開き願ひまして、これは変更地域の概要を取りまとめたものでして、本日は先ほども申しましたが、農業地域の拡大が1件、農業地域の縮小が2件の合計3件について御審議いただくこととしております。整理番号1が「農業地域の拡大」、2と3が「農業地域の縮小」となっております。関係する市町村につきましても、拡大の案件につきましても網走市、それから縮小の案件につきましても、それぞれ恵庭市、帯広市となっております。

それでは、1ページを御覧いただきたいと思えます。北海道地図に変更案件に係る市町村を示しております。ピンク色で塗りつぶしている箇所が「拡大」の地域のある網走市、黄色で塗りつぶしている箇所が「縮小」の地域のある恵庭市と帯広市になります。

2ページを御覧ください。これは変更案件につきましても、委員の皆様にも御審議していただく際のポイントを整理したのものになります。道土、北海道の土地の合理的利用のため「国土利用計画や土地利用基本計画との整合性」、「重複地域も含めまして五地域区分の設定の妥当性」などについて、総合的な見地から御審議いただければと存じます。

まず、ポイントの1「国土利用計画や土地利用基本計画との整合性」ですが、これは国土利用計画や土地利用基本計画に掲げられている「道土利用の基本方向」や「土地利用の基本方向」、「土地利用の原則」などと整合性が図られているかということでございます。

ポイントの2「重複地域も含め五地域区分の設定の妥当性」ですが、これにつきましても、変更後の重複の設定も含めまして、土地利用基本計画に掲げられている「土地利用の原則」等に照らし、五地域の設定あるいは変更が妥当かどうかということでございます。

ポイントの3「重複地域変更の土地利用優先順位等の妥当性」ですが、これにつきましても、変更前に五地域が重複している場合において、土地利用基本計画の土地利用の優先順位を勘案した変更となっているかどうかということでございます。

最後にポイント4「地域変更による他地域への悪影響の有無」ですが、これは土地利用基本計画の五地域区分を変更したときに、変更区域と隣接する五地域の区域に影響があるかどうかということでございます。

例えば、都市的土地利用が行われている都市地域が広くゾーニングされている中に、ぽつんと農業地域を編入しようとする案件があったとしますと、これは有効で適切な都市的利用を阻害するのではないかなというふうなものでございます。

また、開発行為に伴う周辺への影響などにつきましても、個別規制法の許可申請の段階で審査等が行われることとなりますので、本審議会でも他の五地域への影響について検討・協議する際には、総合的かつ大所・高所の視点から見てどうかということになります。

それでは、具体的に変更案件の内容につきましても御説明させていただきますと思えます。

まず、農業地域の拡大案件から御説明をいたします。

3ページを御覧いただきたいと思えます。整理番号1「網走農業地域の拡大」でございます。本案件は現況が農地である地域でありまして、平成30年4月から土地改良事業、具体的には道営農業競争力強化基盤整備事業が実施されておりまして、引き続き農地として利用することが確実で、今後も農地としての利用が見込まれることから、周辺の農業振興地域と一体として総合的な農業振興を図る必要があるため、農業地域に指定するというものでございます。変更予定区域は、網走市の市街地から南東方向にありまして、網走市と大空町の境界に位置しております。新たに農業地域に指定する面積は、5ヘクタールでございます。白地から農業地域に変更予定となっております。

資料1の9ページのグーグルの航空写真を御覧ください。行政区域上は網走市になりますが、変更予定区域の左上の方、逆L字というのでしょうか、そちらの方にも農地が広がっておりまして、こちらは大空町になります。変更予定区域は大空町の農業者によりまして、大空町の農地と一体的に利用されているといった実態でございます。

なお、この大空町側の農地も今回、網走市側の変更予定区域を耕作している同一の農業者が耕作しております。変更予定区域が網走市側の森林地域の中にポツンと白地のまま残された理由は、当該農地は網走市と大空町の境界に位置しているため、大空町の農業者が網走市に近接する大空町の農地と一体的に耕作を行っておりまして、また、土地改良事業等の実施予定もなかったことから、網走市の農業振興地域には含まれず、白地のままで経過したところでございます。当該農地への経路も大空町側からのみの連絡となっています。耕作を始めましたのは、昭和59年頃に自力で開墾し農地にしたということで、もともと原野で森林ではなかったことから、樹木はなかったとのことで白地となっておりまして、現況につきましては畑ということでございます。

また、後継者としては30代の息子さんがいらっしゃって、すでに農業の経営は移譲しているとのことであります。

資料の3ページに戻りまして個別規制法との関係についてですが、農業地域の変更後、農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして、農業振興地域の変更を行うとともに、併せて農用地区域の指定を行うことになっております。

次に国土利用計画法では土地利用基本計画を変更する場合は、あらかじめ当審議会のほか、国土交通大臣及び地元の市町村長から意見を聴くこととされておりまして、当案件につきましては、網走市長、それから国土交通大臣からは「特に意見のない」旨回答を得ております。

なお、本日の案件につきましては、すべて国土交通大臣及び関係する市町村長から「意見なし」との回答を得ておりますので、意見の聴取状況につきましては、以後省略をさせていただきます。下段になりますが、変更地域に係る五地域の指定状況等につきましては、後ほど図で御説明いたしますが、変更前は五地域のどこにも属さない白地地域となっておりますが、変更後は農業地域となります。

4ページを御覧ください。位置図となっております。変更区域は、網走駅から南東に約23キロメートル、大空町との境界にあります。

5ページを御覧ください。これは指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用基本計画図となっております。濃いピンクの部分今回の農業地域に拡大する区域です。変更区域の周りは緑色の太線に囲まれています。これは森林地域を表す線に変更区域は「森林地域」に囲まれた白地地域であり、また、オレンジ色の斜線で色塗りされた上方にある「農業地域の農用地区域」に近接をしております。

6ページを御覧ください。これは農業地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図になります。農業地域を拡大する区域は濃いピンクの部分でございます。

7ページを御覧ください。これにつきましては、森林地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図でございます。変更区域は濃いピンクの部分でございます。

8ページを御覧ください。これは指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用基本計画図の拡大図でございます。黒枠で囲んだところが農業地域に拡大する区域です。左側の部分は大空町と接しています。変更区域内は先ほど五地域の指定状況でも御説明いたしましたが、白地となっております。

9ページを御覧ください。これはグーグルの航空写真でございます。変更予定区域の左上の方にも農地が広がっております。これは大空町になります。

10ページを御覧ください。こちらは今年6月に撮影した変更区域の写真となっております。右上の写真でお示しているとおり3方向から撮影しております。農地部分を撮影したもので、ここでは小麦、馬鈴薯、てん菜の輪作が行われております。

続きまして、この変更区域に関する審議のポイントについて御説明いたします。

2ページにお戻りいただきたいと思います。まず、ポイント1に関しましては土地利用基本計画におきましては、「土地利用の原則」の中で「農業地域は、農用地として利用すべき土地がありまして、総合的に農業の振興を図る必要がある地域」とされておりまして、整合性が図られていると考えます。

次にポイント2に関しては、変更後の重複の設定・変更が妥当かどうかということですが、これは五地域のいずれにも属さない地域、すなわち白地地域におきましては、当該地域の現況及び周辺地域の関連等考慮して適正な土地利用を図るとされているところでございます。この度の変更区域は、現在農地として利用している土地を引き続き農地として利用・保全を図ることから、

土地利用基本計画と整合性が図られていること、また、変更区域は土地利用の規制がかからない白地地域にありまして、白地地域はできるだけ縮小することが望ましく、適正な土地利用を図る上からも今回農業地域に指定することは適当であると考えます。

次にポイント3に関しましては、変更前に五地域区分が重複している場合において、土地利用基本計画の土地利用の優先順位を勘案した変更となっているかどうかでございますが、本案件は変更前は白地地域であり、新たに農業地域を指定するものでありますので、この項目については該当しておりません。

最後にポイント4に関しては、変更区域は農業地域に近接しておりまして、一体となって利用が図られるものであること、また、現況を変えることなく、引き続き農地として利用することから、農業地域への変更による他地域への悪影響はないものと考えております。

なお、近くに上流は網走市が、下流は道が管理する普通河川の浦士別川がありますが、今回の変更では水利施設の整備は行わず、面整備のみということから、農地面積が増えるものではなく、流出増はないことが確認されております。

以上が「網走農業地域の拡大」についてでございます。

続きまして、11ページをお開きください。整理番号2「恵庭農業地域の縮小」でございます。本案件は当該地域が都市地域の市街化区域に隣接する地域で、市街化調整区域となっております。土地区画整理事業により工業系の土地利用の実施の見通しが明らかになったことから、市街化区域に編入し、都市的な土地利用を図ろうとするもので、総合的な農業の振興を図る必要がないため、農業地域を縮小するものでございます。恵庭市戸磯南土地区画整理事業組合が事業主体でございます。農業地域を縮小する面積は13ヘクタールでございます。現況は農地が9ヘクタール、宅地が1ヘクタール、道路が1ヘクタール、その他が2ヘクタールとなっております。その他の2ヘクタールの内訳としましては、鉄道線路部分、鉄塔、架空電線、雑木林などがございます。個別規制法との関係につきましては、都市計画法に基づきまして、都市計画の変更を行うとともに、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域の変更を行うこととなっております。個別規制法の審議会の状況につきましては、都市計画の変更に関し、北海道都市計画審議会が8月30日に開催される予定となっております。五地域の指定状況につきましては、後ほど図で御説明いたしますが、現在は「都市地域の市街化調整区域」と「農業地域」が重複する地域となっております。変更後は「農業地域」と「都市地域の市街化区域」は重複することができませんので、「都市地域の市街化区域」のみとなります。

12ページを御覧ください。変更区域はJRサッポロビール庭園駅から北に約200メートルの位置で国道36号線、戸磯の工業団地に隣接する戸磯南地区に当たります。

なお、近くにはJR北海道の野球場もあります。

13ページを御覧ください。これは指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用基本計画図になります。黄色の部分に変更区域でこの区域は現在、都市地域と農業地域が重複しております。

14ページを御覧ください。これは農業地域と森林地域のみを表示した土地利用基本計画図です。変更区域は森林地域は掛かっていなく、農業地域のみが掛かっております。変更区域を塗りつぶしているため見えないですが、農業地域の中は「農用地区域」ではなくて「農業地域のその他」となっております。

15ページを御覧ください。これは都市地域のみを表示した土地利用基本計画図です。こちらでも変更区域を塗りつぶしているため見えないですが、都市地域の中は「市街化調整区域」となっております。

16ページを御覧ください。これは指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用基本計画図の拡大図になります。黒枠で囲んだところが農業地域を縮小する今回の対象区域になります。変更区域は右側の凡例にありますとおり赤色の縦線の市街化調整区域とオレンジ色のポツポツの農業地域の中にあります。

17ページを御覧ください。農業地域と森林地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図となっております。変更区域は右側の凡例にあるとおり森林地域と隣接をし、区域内はオレンジ色のポツポツの「農業地域のその他」となっております。

18ページを御覧ください。都市地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図となっております。

ります。変更区域内は右側の凡例にあるとおり赤い縦の線の都市地域の市街化調整区域となっております。

19ページを御覧ください。グーグルの航空写真になります。ほとんどが農地となっております。道路、線路、緑地帯に接してありまして、周辺は工業地帯となっております。

20ページを御覧ください。今年6月に撮影した変更区域の写真になります。右上にありますとおり3方向から撮影をしてありまして、現況はほとんどが農地でございます。

続きまして、この変更区域に関する審議のポイントについて御説明をいたします。

恐縮ですが、2ページ目にお戻りください。

まず、ポイント1に関しては、本案件は市街化区域に隣接する地域において、工業系土地利用の実施の見通しが明らかになったところでございます。今後、市としましては都市的土地利用を図るため、市街化区域に編入しようとするものであることから、国土利用計画や土地利用基本計画に掲げられている「道土利用の基本方向」や「土地利用の基本方向」等に合致しているものと考えております。

次にポイント2に関しましては、本案件は今後都市的土地利用を進めていくために市街化区域に編入しようとするものであり、農業地域と市街化区域は重複できないことから、農業地域の縮小については妥当と考えます。

次にポイント3に関しましては、変更区域は「都市地域の市街化調整区域」と「農業地域のその他」の重複地域にありますが、「重複地域における土地利用の調整指導方針」では「農業上の利用を優先するが、土地利用の現況に留意しつつ、都市的な利用を認める」となっておりますので、支障のないものと考えております。

最後にポイントの4に関してでございますが、変更区域内に河川はありませんが、工業団地開発に伴い影響がある河川として石狩川水系のユカンボシ川がございます。流出増があるため、調整池を設置し流出を抑制することとし、恵庭市公共下水道に接続の上、ユカンボシ川に排水することとしております。河川管理者である北海道と協議を行い、支障がない旨確認されております。汚水につきましては、道との協議において恵庭市公共下水道により処理を行うことで支障がないことが確認されております。

また、変更区域内に道路、雨水調整池等も平成31年5月から整備着工するというところでございます。

以上によりまして、変更区域は「都市地域の市街化調整区域」であり、まわりも都市地域であることや隣接地も既に工業系土地利用がなされていることから、農業地域を縮小することによって他地域への影響はないものと考えております。

「恵庭農業地域の縮小」については以上でございます。

続きまして、整理番号3「帯広農業地域の縮小」についてでございます。

資料の21ページを御覧ください。整理番号3「帯広農業地域の縮小」でございます。本案件は先ほどの恵庭市の案件と同様に当該地域が都市地域の市街化区域に隣接する地域で、民間開発により工業系の土地利用の実施の見通しが明らかになり、市街化区域に編入し、都市的な土地利用を図ろうとするもので、総合的な農業の振興を図る必要がないため、農業地域を縮小するものがございます。事業主体につきましては、帯広市土地開発公社でございます。農業地域を縮小する面積は28ヘクタールで現況は農地が20ヘクタール、宅地が7ヘクタール、道路が1ヘクタールとなっております。個別規制法との関係につきましては、都市計画法に基づきまして、都市計画の変更を行うとともに、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域の変更を行うこととなります。個別規制法の審議会の状況につきましては都市計画の変更に関しまして、北海道都市計画審議会が8月30日に開催される予定でございます。五地域の指定状況につきましては、後ほど図で説明をいたしますが、現在は「都市地域の市街化調整区域」と「農業地域のその他」が重複地域となっておりますが、変更後は「都市地域の市街化区域」のみとなります。これは「農業地域」と「都市地域の市街化区域」は重複することができませんので、「都市地域」のみとなるというものでございます。

次に22ページを御覧ください。変更区域は帯広市の西19条の工業団地に隣接してあります西19条北地区で、西側と南側を工業団地に囲まれた地域でございます。ここは帯広駅から北西方向約5キロメートルの位置にあり、近い駅では柏林台駅。柏林台駅から北西約1.2キロメートル

ルの位置にあります。変更区域には運転免許試験場も立地をしております。

23ページを御覧ください。これは指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用基本計画図になります。黄色の部分が変更区域です。

24ページを御覧ください。これは農業地域と森林地域のみを表示した土地利用基本計画図になります。森林地域は掛かっておらず、農業地域のみ掛かっております。変更区域を塗りつぶしているため見えないですが、農業地域の中は「農用地区域」ではなくて「農業地域のその他」となっております。

25ページを御覧ください。これは都市地域のみを表示した土地利用基本計画図です。変更区域を塗りつぶしているため見えないですが、都市地域の中は市街化調整区域となっております。

26ページを御覧ください。指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用基本計画図の拡大図になります。変更区域は右側の凡例にあるとおり赤色の縦線の市街化調整区域とオレンジ色のポツポツの農業地域の中にあります。

27ページを御覧ください。これは農業地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図です。変更区域内は右側の凡例にあるとおりオレンジ色のポツポツの農業地域となっているのがお分かりなるとおもいます。

28ページを御覧ください。これは都市地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図となっております。変更区域内は右側の凡例にあるとおり赤の縦線の市街化調整区域となっていることがお分かりなるとおもいます。

29ページを御覧ください。グーグルの航空写真です。変更区域ではほとんどが農地でございます。他は先ほども説明いたしましたが、運転免許試験場、他に農家住宅、道路でございます。

30ページを御覧ください。こちらは今年の6月に撮影した写真でございます。右上にありますとおり3方向から撮影しております。農地部分では小麦などの栽培が行われております。

続きまして、この変更区域に関する審議のポイントについて御説明いたします。

2ページ目にお戻りをいただきたいと思っております。まず、ポイント1に関しては、本案件は市街化区域に隣接する地域において、工業系土地利用の実施の見通しが明らかになったことから、今後、市として都市的土地利用を図るため、市街化区域に編入しようとするものであることから、国土利用計画や土地利用基本計画に掲げられている「道土利用の基本方向」や「土地利用の基本方向」等に合致しているものと考えます。

次にポイント2に関しましては、本案件は今後都市的土地利用を進めていくために市街化区域に編入しようとするものであり、農業地域と市街化区域は重複できないことから、農業地域の縮小については妥当と考えます。

次にポイント3に関しましては、変更区域は「都市地域の市街化調整区域」と「農業地域のその他」の重複地域にありますが、「重複地域における土地利用の調整指導方針」では「農業上の利用を優先するが、土地利用の現況に留意しつつ、都市的な利用を認める」となっておりますので、支障のないものと考えております。

最後にポイント4に関しましては、変更区域は市街化区域に隣接をしております。農業地域の縮小により他地域への影響はないものと考えています。変更区域内に河川はありませんが、工業団地開発に伴い影響がある河川として、十勝川水系の伏古別川がございます。これにつきましても、流出増があるため、調整池を設置し流出を抑制することとし、帯広市公共下水道に接続の上、伏古別川に排水することにつきましても河川管理者の北海道と協議を行い、支障がない旨確認されております。汚水につきましても、道との協議において帯広市公共下水道により処理を行うことで支障がないことが確認されております。変更予定区域内の樹木はすべて伐採を行う予定でございます。

また、変更区域内に道路、雨水調整池等も平成31年5月から整備着工するというところでございます。

以上により、変更区域は市街化区域に隣接しており、農業地域の縮小によって他地域への影響はないものと考えております。「帯広農業地域の縮小」については以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いたします。

□ 中村会長

はい。ありがとうございました。それでは、3件のどこでも結構です。御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

(発言なし)

【質疑応答】

□ 中村会長

皆さん、考えている間に確認で。最後の帯広の案件で運転免許試験場と工業団地がすでにあるということですか。今、現在あるのですか。

□ 事務局（新川主幹）

はい。すでにございます。

□ 中村会長

市街化調整区域において、運転免許試験場は公的なものだから認められる気がするのですけれども工業団地があるというのはどういうことなのですか。

□ 事務局（新川主幹）

工業団地につきましては、隣接地域になりますので今回のところには入ってございません。運転免許試験場は今回の区域の中に入ってございます。

□ 中村会長

グーグルの写真を見ると、この枠の中に工業緑地と書いてあるのかな、建物が見えますよね。これ何ですか。右下の部分です。

□ 事務局（新川主幹）

この緑地につきましては枠の下にあるのではないかと思います。

□ 中村会長

仮にそうだとでも建物ですよね、枠の中の右下にあるのは。

□ 永野委員

地元ですので。左の上が確か免許センターの建物なんですよ。右の方がですね、帯広自動車協会という建物がありまして、安全運転管理者の講習なんかが開かれている建物です。場所は右下のところは陸運事務所かな。車のナンバーの書き換えとかの手続きがある場所だと思います。いづれにしても左上と右下は自動車関係の建物ですね。というふうに記憶しております。

□ 中村会長

ありがとうございます。公的な建物だから市街化調整区域で指定されていても建てられたと理解してよろしいですね。はい、わかりました。ありがとうございました。

□ 中村会長

他いかがでしょうか。

(発言なし)

□ 中村会長

ちなみに、この工業的な利用というのは一体何で利用するのかわかりますか。これからの話ですか。それとも、見通しがついたためということは、もうすでに何が建てられるのかわかるのか

な。基準でいう地域変更による他地域への影響というのは、必ずしも水だけでの問題ではなくて変わった工業施設が建つと、周りの環境に対して住民の方々も含めて気になるのかなと思ったものですから。何かわかっているのでしょうか。

□ 建設部都市計画課（野並主査）

道庁の都市計画課でございます。恵庭と帯広両方とも同じようなものが多いのですが、帯広は流通系の倉庫とか食品加工の工場を希望されていると聞いております。以上です。

□ 中村会長

わかりました。ありがとうございます。

□ 中村会長

他いかがでしょうか。

（発言なし）

□ 中村会長

特にないですか。何か気になったこと言っていたら結構ですけども。では、私の方から。この変更理由にある「総合的な農業の振興を図る必要がない」というこの言葉というのは、いわば決まり文句的に書かれていますけど、これはどういう意味ですか。つまり、市街化調整区域というのは市街化を防ぐために調整区域として設定されたわけですね。農地として今まで利用されてきて、この「総合的な農業の振興を図る必要がない」というのは、どういう意味で使われているのですか。

□ 事務局（新川主幹）

農業地域につきましては、農業振興地域に関する法律に基づきまして、農業振興地域という指定をしております。その中で一応当該農業地域につきましては総合的な振興を図ると、特に農用地、将来的に農地化していく農用地となっておりますが、そういう意味で農業振興地域に関する法律のエリアから外します、という意味で使わせていただいているのが「総合的な」ということになってございます。

□ 中村会長

すいません、一般の人にもわかるような言葉で言うと、どういうことなのですか。

□ 農政部農地調整課（原主査）

私、農政部農地調整課の原と申します。私の方から農振法の関係を申し上げたいと思うのですが、帯広の事例につきまして、あるいは恵庭の事例も含めてですけれども、この部分につきましては地図を見ていただければと思うのですが、周囲を非農地で囲まれている、工業用地であるとか国道であるとか、そういうふうな状況にあるということ、そしてこの部分で市町村の方で農業として農地として施策を講じて振興していくというような考えもなく、また、営農者の方も確保されていないと、帯広の事例でいきますと、この土地の所有者についてはすでに営農していなくて遠くの方から管理耕作的にやっている事情もありまして、そういった事情の中で農業としての利用というものは、この土地については先々見受けられないという判断。それから、工業的な土地需要というものが高まっていく中でどのような土地利用を図れば合理的になるのかという判断の中でこの土地については農業利用ではなく、工業的な利用との判断の下にこのようになったと考えております。

□ 中村会長

ありがとうございます。そうすると東側の土地は、まだ使われていくことになるのですか。飛び地みたいなかたちで残ってしまいますけど。

- 建設部都市計画課（野並主査）
こちらについては、現在まだ農業をやっておられるという状況でございます。
- 中村会長
ということで、その土地は総合的な振興を図る必要があると。飛び地的に残ってしまいますけど問題ないですか。
- 建設部都市計画課（野並主査）
今、農業をやっておられるのですが、将来的には後継者もないということもありますので、都市的な土地利用の需要が高まったときには市街化区域に編入する可能性はあります。
- 中村会長
はい、わかりました。他いかがでしょうか。はい、どうぞ。
- 永野委員
確認ですけど、農地から違う地域に変えるということですけども、変える前に地元の農業委員会さんの方が必ず現地を確認して現況で判断されるということだと思います。それから写真を見たらですね、2番も3番もそれぞれ現況では農作物を作付けしていると。これで見たら、現況農地ではないか、畑ではないかと判断されると思うのですが、その辺の農業委員会とのからみはどうなのでしょう。農業委員会の方は問題ないということで許可をもらっているのでしょうか。
- 農政部農地調整課（原主査）
こちらの土地については現況農地だということなのですが、ただ、このような状況になっているので、現在は農用区域ではなくて農振白地というようなかたちで設定されているということで、これについては、農地転用なり何なりというかたちで図っていくということになると思います。
- 永野委員
最終的に農業委員会の許認可は出ていないですね。意味が違うかもしれないですけど、農地というのは必ず農業委員会の許可を。
- 農政部農地調整課（原主査）
そうですね。今の段階ではいわゆる農振の農用区域から外れてはいるのですが、農地転用はまだということです。
- 永野委員
これからということで。わかりました。
- 多田委員
基本的に所有者から申し出がなければ、それは強制的にできるものではないです。おそらく、契約なんですよ、あくまでも。農地である以上、農地から外してからの話。農地から外す場合には、必ず農業委員会が現地確認に行って、その後、総会で承認されて初めて転用が認められるという運びです。
- 中村会長
順序としては、これを今この審議会決めてそれが可能であるということで、そちらの手続きを進めていくということですか。
- 農地調整課（原主査）
そうです。

□ 中村会長
はい、わかりました。

□ 中村会長
他いかがでしょうか。

(発言なし)

□ 中村会長
よろしいですか。異議等ありませんね。

(複数委員から「はい」の発言あり)

□ 中村会長
はい、それでは異議もないようですので、諮問を受けました北海道土地利用基本計画（計画図）の変更については適当と認めて、この旨答申したいというふうに思います。なお、答申の文案と知事への提出につきましては、私に一任いただくということでよろしいでしょうか。

(複数委員から「はい」の発言あり)

□ 中村会長
はい、ありがとうございました。それでは異議のないようですのでそのように示させていただきます。

□ 中村会長
本日の議題はここまでということですが、委員の皆さんから何かありましたら御発言をお願いします。特にありませんか。

(発言なし)

□ 中村会長
はい、それでは水資源条例の方を事務局からお願いします。

8 その他（水資源関係）

□ 事務局（阿部課長）
審議会冒頭で谷内局長からお話し申し上げたところですが、「北海道の水資源の保全に関する条例」でございしますが、平成24年の条例施行からちょうど昨年4月で5年を経過いたしました。この条例の附則で5年経過するごとに条例の施行状況の点検を行うということになっていまして、その附則に基づいて昨年度施行状況の検討を行ったところでございます。その結果について担当の村上主幹より御報告をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

□ 事務局（村上主幹）
土地水対策課で水資源保全条例を担当しております村上と申します。どうぞよろしくお願いたします。

この度、「北海道水資源の保全に関する条例」に係る施行状況の検討結果につきまして、本年1月にとりまとめましたので、御報告申し上げたいと思っております。

資料2-1を御覧いただきたいと思います。北海道水資源の保全に関する条例の概要についてでございますが、この条例の趣旨は水源周辺における適正な土地利用の確保を図るため、水源周辺における土地取引行為に係る事前届出制を導入するものであります。中段の第2章においては水資源の保全に関する基本的な施策を掲げ、次の第3章においては、水源の周辺における適正な土

地利用の確保を掲げて平成24年4月1日から施行しております。

次に資料2-2を御覧いただきたいと思っております。施行状況の検討結果でございます。

1 ページ目の1の検討の根拠でございます。条例の附則第2項によりまして、この条例は施行の日から起算して5年を経過するごとに条例の施行状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしており、この度、その検討を行ったものでございます。

2の検討の視点についてであります。(1)水資源保全地域の指定、(2)土地に関する権利の移転等の届出、(3)普及啓発の取組の3点を検討の視点といたしました。

3の検討の方法についてであります。振興局や市町村を対象に調査を実施するとともに、市町村や森林組合、農業委員会などの関係団体や土地所有者へのアンケートによる意見聴取を行ったほか、北海道水資源保全審議会委員からの意見聴取も行ったところでございます。

4の検討の結果についてであります。(1)の水資源保全地域の指定に関する取組状況等については、2ページ目をお開きください。表1のとおり平成24年度から28年度までの5年間におきまして、水資源保全地域を指定した市町村は59市町村、175地域となっております。

また、道内の市町村等が管理する取水施設は912箇所確認できまして、これまで指定した取水施設は205箇所となっております。今後指定が見込まれる地域は11市町村に係る17箇所の取水施設周辺となっております。なお、残り98市町村に係る取水施設690箇所については、取水施設周辺の土地は全て又はほとんどが国有地か公有地である、そのような理由などから現時点においては、市町村長からの提案は予定されていない状況にあります。

課題についてであります。4ページ目の上段を御覧ください。表流水を水源とする地域では対象区域が広大となり、複数の市町村にわたるなど市町村間の調整が課題となっており、また、土地所有者には制度の趣旨が十分に浸透していない状況にあると考えられているところでございます。

次に(2)土地に関する権利の移転等の届出。事前届出制についてであります。表3のとおり平成24年度からの5年間で届出件数は80件となっております。このうち土地取引後の事後届出が36件となっております。

なお、届出件数は地域指定の増加に伴い年々増加傾向となっております。

5ページ目を御覧ください。表5のとおり平成28年度までに届出のない土地取引行為が57件確認されたことから、届出するよう指導を行うとともに、対象の土地が適正な土地利用を著しく妨げていないことを現地において確認し新たな土地所有者に対して、適正な土地利用に当たっての助言を実施いたしました。下段の課題についてであります。特に、道外に居住する不在地主には制度の趣旨が十分に浸透していない状況にありまして、また、届出のない土地取引行為や事後届出が生じていることが課題となっております。

次に6ページ目を御覧ください。(3)の普及啓発の取組についてであります。8月の「水の週間」に合わせて「水の作文コンクール」の実施やホームページでの制度周知をはじめ、各種の啓発を行っているほか、土地所有者には条例の趣旨等の通知等による周知に努めておりますけれども、条例の趣旨や手続きの認知度を調査したところ、市町村や関係団体からは理解浸透しているとの回答は4割にとどまっている状況にあります。

次に下段の5の水資源保全推進事業の状況であります。これまで7市町に対し1千2百33万円を交付しており、市町村における水資源保全地域内の土地の公有地化の取組を支援しております。

次に7ページ目を御覧ください。

6の今後の取組の方向性についてであります。(1)の地域指定の拡大に向けた取組については、地域指定の拡大を基本に市町村の検討状況に応じて必要な助言を行うとともに、他の市町村との協議を要する地域については調整を図ることとしています。今年度は様々な理由で市町村長からの提案が予定されていない98市町村については、市町村が参集する会議などを活用しまして、改めて条例の趣旨の説明や意見交換を行うなど指定を促す取組を順次行っているところでございます。

また、今後指定が見込まれる11市町村に対しては、個別に訪問するなどして進捗状況や抱える課題などの把握に努めております。(2)の土地所有者・関係団体・道民への理解促進の取組としては、土地利用基本計画図に水資源保全地域を新たに表示するとともに、市町村や関係団体

と連携を図りまして道民等の理解をさらに深めるための啓発に努めるほか、地域指定後、相当の期間が経過している地域もあることから、改めてダイレクトメールなどにより土地所有者への直接的な周知を実施する予定でございます。

また、道と同様な水資源保全に関する条例を有する他県との連携や土地取引に係る全国的な団体などを通じた周知など道外居住者への効果的な普及啓発の方法の検討を進めております。現在、複数の全国的な不動産関係団体に条例を知っていただくため、会員様向けの会報誌への掲載をお願いしているところでございます。

また、他の条例制定府県とは互いの条例をホームページで紹介し合う相互リンクを今月10日から始めたところでございます。

次に8ページ目の(3)の交付金事業の取組については、市町村による公有地化の取組を推進するため、必要な予算の確保に努めるとともに、財政支援措置の充実・強化について引き続き国に要望して参りたいと思っております。

最後に水資源の保全をより実効性あるものとするため、道としては、引き続き条例に基づく取組を推進するとともに、条例の効果的な運用に努めて参る考えでございます。

以上、「北海道水資源の保全に関する条例」に係る施行状況の検討結果について、御報告いたしました。

よろしくどうぞお願いいたします。

中村会長

はい、ありがとうございました。せっかくの機会ですので何か御質問ありますか。

大場委員

はい。

中村会長

どうぞ。

大場委員

今の御説明の中でですね、道外の居住者というか道外の居住(所在)というような記載があるのですけども、その中で日本以外の方の所有はどれくらいあるか把握されていますか。

事務局(村上主幹)

この条例は土地の取引の際に事前の届出を出していただくのですけれども、指定するときもそうですけども、その人が日本人なのか外国人なのか、日本の企業なのか外国の企業なのかというような分けはしていないものですから、それを把握する術というのもないというのが現状でございます。

大場委員

はい、今の件についてはわかります。そこら辺をはっきりさせたらいろいろ問題もあるかと思えますけども、単なる要望というかそういう話として、やっぱり将来的には届出制ではなくて許可制を選んでいった方が確実な保全にはなるのかなというような気がしておりますので、そういう意見もあったということも御承知おきということでこの場ではお願いしておきます。

事務局(村上主幹)

はい、わかりました。

中村会長

ありがとうございました。今話しがあった中国の方々が来て水が必要だというニュース報道とか、かつて結構ありましたよね。そのときにできた法律ですよ、確か。

- 事務局（村上主幹）
そうですね。平成22年頃にですね、外国人もそうですけれども、よく土地の利用方法がわからないような土地の取引というのが新聞などで報道されまして、中には外国のものもあったということで道民の方が不安に思われてですね、その土地取引自体を外国人だから日本人だからといって止めることはできませんので、その中でですね、水資源を保全することも大事なのではないかと、一部では水資源を狙っているのではないかとということもあったりして水資源を守っていかなければいけないという話がありまして、土地の売買は規制できませんけども、水資源については指定地域にしてですね、事前に届け出をしていただいて適正な土地利用に持って行こうということで作られた条例ということでございます。
- 中村会長
今の御質問の趣旨に対して道外か道外でないかはわかるけども、海外の方が土地所有者になっていることがわからないという説明だったのですか。
- 事務局（村上主幹）
そうではなくて、例えば、外国の方が買われたのか外国の方が持っているのか、あるいは日本人が持っているのかというようなデータというものはないということです。
- 中村会長
道外の土地所有者分と書いてあるのは。
- 事務局（村上主幹）
それは外国とか日本とか関係がなくてですね、道外に居住しておられる方と。
- 中村会長
関係ないということは、その内訳がないということですね、道外については。でも道内と道外の内訳があると。
- 事務局（村上主幹）
そうですね。
- 中村会長
そういうことですね。何故そうなっちゃったのでしょうかね。何故そんなに問題なのですかね。その内訳はわからないですかね。道外の方について、今の御質問にあった日本国籍を持っている方なのかそうじゃないのかとか、日本に居住されているのかどうかとか、その辺の情報が何故手に入らないのでしょうか。
- 事務局（村上主幹）
指定するときにはですね、外国人なのか日本人なのか国籍を調べているわけではないので、現住所とお名前は指定どおりわかるのですけども、その後土地の売買の届出をされるような場合、土地売買等届出書を事前に出していただくことになるのですけども、その届出書自体に対しても私は日本人ですとか外国企業ですとか、そういうことを示す欄というのはないですね。
- 中村会長
今ひとつよくわからないですけど。
- 事務局（村上主幹）
道外といえば道外なものですから、外国も含むということですね。道内と道外を分けるとすれば居住地ですよ、その土地所有者の。道外といえば北海道の外ですから外国の方も含むという。

- 事務局（阿部課長）
所在地が外国ということで台帳に整理されているのだったらわかりますよ。ですよ。
- 事務局（村上主幹）
そうですね。ただ、それを集計しているというものはないですね。
- 中村会長
皆さん、特に外国の方に偏見を持っているわけではなくて実際に日本に住んでいて、日本の国のことも含めてちゃんとわかっている方が買われているのか、そうじゃない、単なる投資的な目的で買われているのか、彼らにしてはですね、いろいろ考えておられるので。そのぐらいの内訳はあってもいいような。もし、データとしてあるならば、そういうかたちのデータを出していただいてもいいような気がします。そもそもの話題がそこで始まったような気がしていましたので、この条例をね、作った理由がね、新聞報道も含めて。そう思いました。うまく届出とかですね、浸透していないということですね、これ一発で浸透させるには罰則規定を作ってしまうと浸透しますよ。でも、たぶん、それはできないでしょうね。
- 事務局（村上主幹）
他の都府県さんが作られている条例の中には過料を課しているところもあることはあります。
- 中村会長
そうですね。私もこれを浸透させるならば、それが必要な気がします。他いかがでしょうか。

(発言なし)
- 中村会長
今度導入される、名前を何と言ったかな。国税として取って自治体に配付するみたいな。
- 前田委員
森林環境税です。
- 中村会長
かつての水源税に近いのかな。あれについてはこういうことに使えるのですか、使えないのですか。自治体に配られるはずですよ。
- 前田委員
税金は入ってないです。対象とにならないです。
- 中村会長
はい、わかりました。どちらかというとな水源的な問題を抱えているので。自治体に分配されると聞いているので、このような用途にも使えるのかなというように思っていました。他いかがですか。
- 川村委員
いろいろ今後の取り組みの方向性を述べられているのですが、他府県との議論の中でどの県がですね、有効な手段を取られているかとか一応調査された方が今後の方向性が見えてくるのかなというふうに思いました。コメントですけど。
- 事務局（村上主幹）
他府県の取組ということで、お互い協力できる部分とかあったら、うちではやってないけども、何か特別なことをやっておられるのかなというこの調査も含めて実はアンケートを取らせてい

ただいたのですけども、北海道も含めて18の都道府県が条例を今制定しておりましてなかなか県外については北海道と同じようにですね、ポスターやリーフレットあるいはホームページを活用したもののというのはやっておられるのですけども、なかなかやっぱり県外向けというのはどこもやってないですね。あまり参考になるようなことは実際なかったのですけども、今回北海道から呼びかけさせていただいて、お互いのホームページでリンクさせていただこうということをしたところでございます。

□ 川村委員

具体的な次のステップはまだこれから。

□ 事務局（村上主幹）

そうですね。まだ、ホームページの相互リンクを8月にやったというところですね。

□ 中村会長

はい、北海道は人口が減っていくし、不在村地主の場所すらわからないというそういう状況になってくると思います。大事な問題だと思いますのでよろしくをお願いします。

□ 事務局（村上主幹）

よろしくお願いいたします。

□ 中村会長

よろしいですか。はい、ありがとうございます。全体を通して何かありますか。

（発言なし）

□ 中村会長

ないようでしたら、事務局にお返ししてよろしいでしょうか。

（複数委員から「はい」の発言あり）

9 閉会

□ 事務局（阿部課長）

中村会長ありがとうございました。

また、委員の皆様には貴重な御意見をいただきありがとうございました。閉会に当たりまして、谷内局長より御挨拶申し上げます。

□ 事務局（谷内局長）

本日は、審議会の御審議どうもありがとうございました。審議事項でありました土地利用基本計画の計画図の変更案につきましては、本日、適当である旨決定いただきましたので、後日、本審議会の答申をいただいた後に計画図の変更を決定し、公表してまいりたいと考えております。委員の皆様には引き続き、審議会の御審議はもちろんですけども、土地利用行政の推進につきまして、御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

□ 事務局（阿部課長）

以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

（以上）